

テラス沼田
防災広場・多目的スペース
防災会議室

ご利用ガイド

令和7年4月
資産活用課

目次

1 概要

2 利用時間等の区分について

3 料金表について

4 パーティションの動かし方

5 どんな利用は認められないの？

6 使用上の注意が知りたい

7 使用申請の方法は？

8 使用日当日の手続きは？

9 退出時の手続きは？

10 使用期日等の変更・キャンセルしたいときは？

1 概要

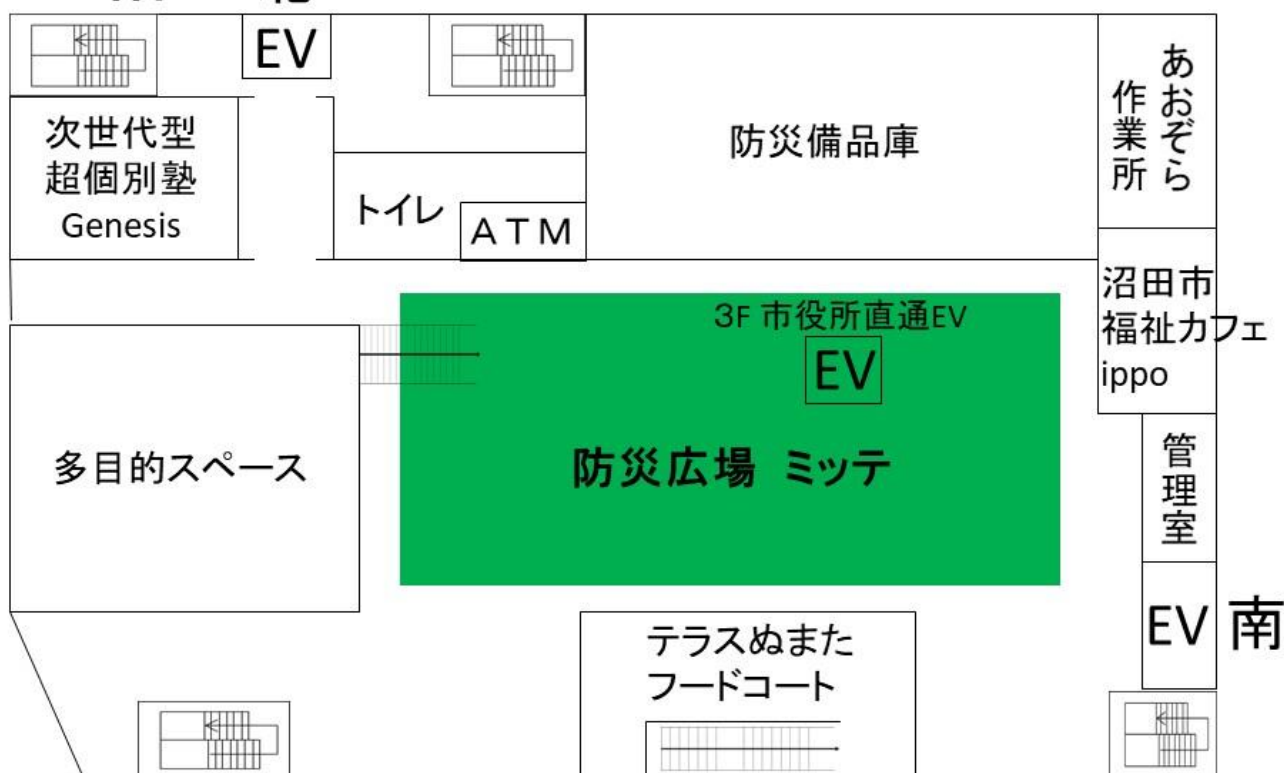


- ◇ 「防災広場」「多目的スペース」「防災会議室」は、庁舎区分として整備しています。庁舎利用（公用）がない場合のみ、貸し出し対象になります。
- ◇ 基本的な仕様は、下表のとおりです。

● 防災広場 ●

項 目	概 要
名 称	防災広場（ミッテ）1 階
面 積	約 1 4 4 2 . 3 8㎡
所 在 地	〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地 テラス沼田1階
収容人数	—
備 品 等	—
使用料金	1, 100円（1時間あたり） ※使用時間には準備、撤去の時間を含みます

1階 北



● 多目的スペース ●

項 目	概 要																				
名 称	多目的スペース (1階西側)																				
面 積	約585.99㎡																				
所 在 地	〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地 テラス沼田1階 西側																				
収容人数	・多目的スペースA 10人 ・多目的スペースB 8人 ・多目的スペースC 10人 ・多目的スペースD 10人 ・多目的スペースE 10人 ・多目的スペースF 10人 ・多目的スペースG 8人 (作業室)																				
備 品 等	<table> <tr> <td>テーブル (角形)</td><td>23台</td></tr> <tr> <td>テーブル (台形)</td><td>12台</td></tr> <tr> <td>椅子</td><td>250脚</td></tr> <tr> <td>ポータブルステージ</td><td>6台</td></tr> <tr> <td>パネル</td><td>36枚</td></tr> <tr> <td>パネル用ポール</td><td>44本</td></tr> <tr> <td>ベルトリールパーティション</td><td>61個</td></tr> <tr> <td>演台</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>花台</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>コードリール</td><td>2個</td></tr> </table>	テーブル (角形)	23台	テーブル (台形)	12台	椅子	250脚	ポータブルステージ	6台	パネル	36枚	パネル用ポール	44本	ベルトリールパーティション	61個	演台	1台	花台	1台	コードリール	2個
テーブル (角形)	23台																				
テーブル (台形)	12台																				
椅子	250脚																				
ポータブルステージ	6台																				
パネル	36枚																				
パネル用ポール	44本																				
ベルトリールパーティション	61個																				
演台	1台																				
花台	1台																				
コードリール	2個																				
使用料金	<table> <tr> <td>多目的スペースA</td><td>330円/1時間</td></tr> <tr> <td>多目的スペースB</td><td>330円/1時間</td></tr> <tr> <td>多目的スペースC</td><td>330円/1時間</td></tr> <tr> <td>多目的スペースD</td><td>330円/1時間</td></tr> <tr> <td>多目的スペースE</td><td>330円/1時間</td></tr> <tr> <td>多目的スペースF</td><td>330円/1時間</td></tr> <tr> <td>多目的スペースG</td><td>330円/1時間</td></tr> </table> ※多目的スペースG：陶芸については、「作陶」「施釉・釜詰め」「窯出し」の使用時間のみ使用料を徴収します。 (「乾燥」「素焼き」「冷まし」「本焼き」は使用料を徴収しません。ただし、「素焼き」「本焼き」の時は、私用電気料を徴収します。) 本焼き(2, 400円(税込)/回) 素焼き(1, 100円(税込)/回) ※使用時間には準備、撤去の時間を含みます。	多目的スペースA	330円/1時間	多目的スペースB	330円/1時間	多目的スペースC	330円/1時間	多目的スペースD	330円/1時間	多目的スペースE	330円/1時間	多目的スペースF	330円/1時間	多目的スペースG	330円/1時間						
多目的スペースA	330円/1時間																				
多目的スペースB	330円/1時間																				
多目的スペースC	330円/1時間																				
多目的スペースD	330円/1時間																				
多目的スペースE	330円/1時間																				
多目的スペースF	330円/1時間																				
多目的スペースG	330円/1時間																				

※多目的スペースを使用する上での注意事項

- 申請がない時間は一般開放の対象となります。

(例)

【13時～15時まで申請した場合】

- ・ 9時～13時、15時以降を一般開放します。

- 多目的スペースGは一般開放対象外です。

- 部分申請をした場合、他のスペースは一般開放又は、他の団体・個人からの申請を受け付けます。

(例)

【多目的スペースAのみを申請した場合】

- ・ 多目的スペースB～Fは一般開放の対象です。
- ・ 他の団体・個人が多目的スペースB～Gを利用します。(申請があった場合)

- 全てのスペースを申請・許可した場合、一般開放はしません。

(例)

【多目的スペースA～Gを申請した場合】

- ・ 一般開放はしません。

- 備品等を使用する予定がある方は、申請時に申し出てください。

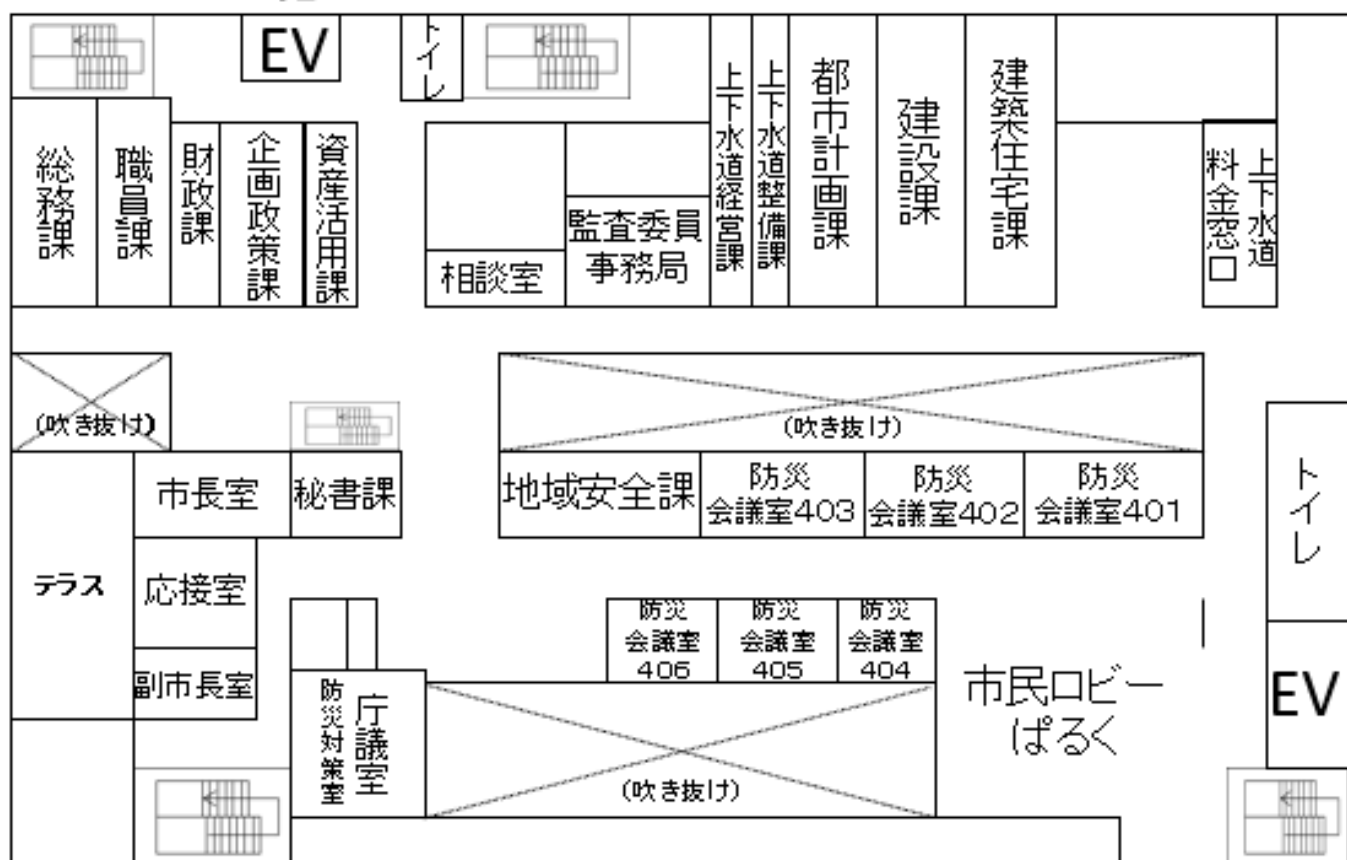
- 備品等持ち出し禁止です。

- 火気厳禁です。

● 防災会議室 ●

項 目	概 要
名 称	防災会議室(4階)【防災会議室401～406】
面 積	401 約74.30㎡ 402 約70.76㎡ 403 約70.76㎡ 404 約31.73㎡ 405 約31.47㎡ 406 約31.47㎡
所 在 地	〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地 テラス沼田4階
収容人数	防災会議室401 36人 防災会議室402 36人 防災会議室403 36人 防災会議室404 18人 防災会議室405 12人 防災会議室406 18人
備 品 等	防災会議室401 (机：12台 椅子：36脚 ホワイトボード(スクリーン付) 空調設備) 防災会議室402 (机：12台 椅子：36脚 ホワイトボード(スクリーン付) 空調設備) 防災会議室403 (机：12台 椅子：36脚 ホワイトボード(スクリーン付) 空調設備) 防災会議室404 (机：6台 椅子：18脚 ホワイトボード(スクリーン付) 空調設備) 防災会議室405 (机：4台 椅子：12脚 ホワイトボード(スクリーン付) 空調設備) 防災会議室406 (机：6台 椅子：18脚 ホワイトボード(スクリーン付) 空調設備)
使用料金	防災会議室401 440円/1時間 防災会議室402 440円/1時間 防災会議室403 440円/1時間 防災会議室404 330円/1時間 防災会議室405 330円/1時間 防災会議室406 330円/1時間 ※使用時間には準備、撤去の時間を含みます ※営利目的として使用すると認められる場合は使用できません。

4階 北



- 防災会議室401、402、403をひとつの部屋として利用することもできます。
- 防災会議室404、405をひとつの部屋として利用することもできます。

2 利用時間等区分について

◎ **利用可能日**

平日、休日及び祝日（12月29日から翌年の1月3日を除く）

◎ **利用可能時間**

9：00～21：00

施設区分	使用者		平 日		休日・祝日	
	市民等	市民等 以外	9:00 ∩ 18:00	18:00 ∩ 21:00	9:00 ∩ 18:00	18:00 ∩ 21:00
防災会議室401	○	×	×	○	○	○
防災会議室402	○	×	×	○	○	○
防災会議室403	○	×	×	○	○	○
防災会議室404	○	×	×	○	○	○
防災会議室405	○	×	×	○	○	○
防災会議室406	○	×	×	○	○	○
防災広場(ミッテ)	○	○	○	○	○	○
多目的スペース	○	○	○	○	○	○

※申請は1時間単位とする。

※「市民等」とは市内在住、在勤、在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する者とします。

3 料金表について

施設区分	使用料(1時間当たり)
防災会議室401	440円
防災会議室402	440円
防災会議室403	440円
防災会議室404	330円
防災会議室405	330円
防災会議室406	330円
防災広場	1,100円
多目的スペースA	330円
多目的スペースB	330円
多目的スペースC	330円
多目的スペースD	330円
多目的スペースE	330円
多目的スペースF	330円
多目的スペースG	330円

防災広場、多目的スペースは

- 1、市民等以外の者が使用する場合：使用料の2.0倍の額
- 2、営利を目的として使用する場合：使用料の1.5倍の額
- 3、1と2の両方に該当する場合：使用料の3.0倍の額

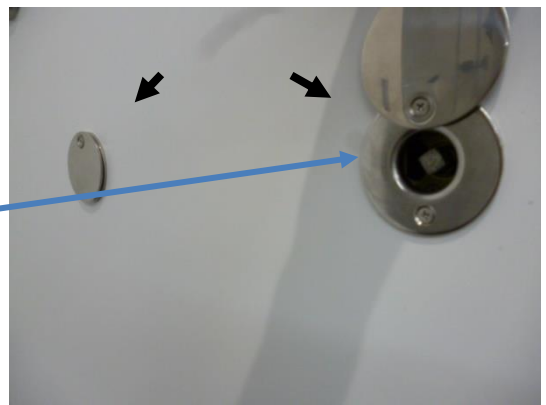
4 パーティションの動かし方

①



扉の中にあるハンドルを使用する。

②



写真の2カ所を回す。

③



反時計回りに回す。

④



天井にあるレールに沿って動かす。

※ゆっくり動かす。

⑤



扉の中に収納する。

⑥



パーティションの横を同様に回して収納する。

5 どんな使用は認められないの？



- 「沼田市庁舎会議室等の使用に関する規則」により、「対象者」「使用できない日」「使用の制限」等が定められていますので、利用前に必ずお読みください。
- 特にご留意いただきたい点は、以下のとおりです。

1. 対象者（規則第3条）

- 原則として、以下のいずれかに該当する方が使用できます。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ その他市長が必要と認める者

2. 使用できない日（規則第4条）

- 以下の日の使用はできません。

- ① 12月29日から翌年1月3日

3. 使用の制限（規則第6条）

- 以下に該当する方の使用はできません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。（防災広場、多目的スペースを除く）
- ③ 会議室等又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ④ 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

4. 使用許可の変更又は取消し等（規則第9条）

- 以下に該当する理由により使用許可を取り消す場合や変更する場合があります。また、これにより使用者が損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負いません。

- ① 市の事務で使用する必要が生じたとき。
- ② 庁舎の管理上又は緊急の事態に対応する必要が生じたとき。
- ③ 災害その他やむを得ない事由により会議室等の使用ができないとき。
- ④ 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- ⑤ 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- ⑥ 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。



➤ 使用時には、以下の事項を必ずお守りください。

① 施設内全面禁煙

- ・ テラス沼田内に喫煙所はありません。喫煙は、施設外の所定の場所をお願いいたします。

② 防災会議室内での飲食禁止

- ・ 防災会議室内での飲食はご遠慮ください。ただし、講師に提供する飲物程度であれば可とします。

③ 退室時の原状回復

- ・ 退室時は、各部屋の原状回復をお願いいたします。（例：イスや備品を元の位置に戻す）

④ ゴミの持ち帰り

- ・ ご利用時に出たゴミは全てお持ち帰りください。

- 使用後はビル管理室へ報告書の提出をお願いします。
- 施設や備品等の故意又は過失による損傷、汚損または滅失があった場合は、本市規則の規定により、後日、現状の回復、または損害の賠償を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 使用申請の方法は？



STEP 1 空き状況の確認【平日のみ】

- 利用を希望する日の空き状況をお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先
資産活用課財産管理係 Tel.0278-23-2111 内線(4044)
(受付は平日の午前9時～午後5時)

STEP 2 申請書の入手

- 次のいずれかの方法で申請書をお受け取りください。

方法1 沼田市ホームページで入手

沼田市 防災会議室

で

検索

ホームページアドレス

<https://www.city.numata.gunma.jp/shisei/keikaku/1009151/1009202/1009295.html>

方法2 資産活用課（テラス沼田4階）で入手【平日のみ】

STEP 3 申請書の記入

- 申請書に必要な事項を記入してください。

STEP 4 申請書の提出【平日のみ】

- 使用料金を添えて、資産活用課(4階) に直接提出してください。
- 使用日の2か月前から申請可能です。
- 使用料の減免については申請書提出時にお尋ねください。

使用許可通知書をお渡しします。

8 使用日当日の手続きは？



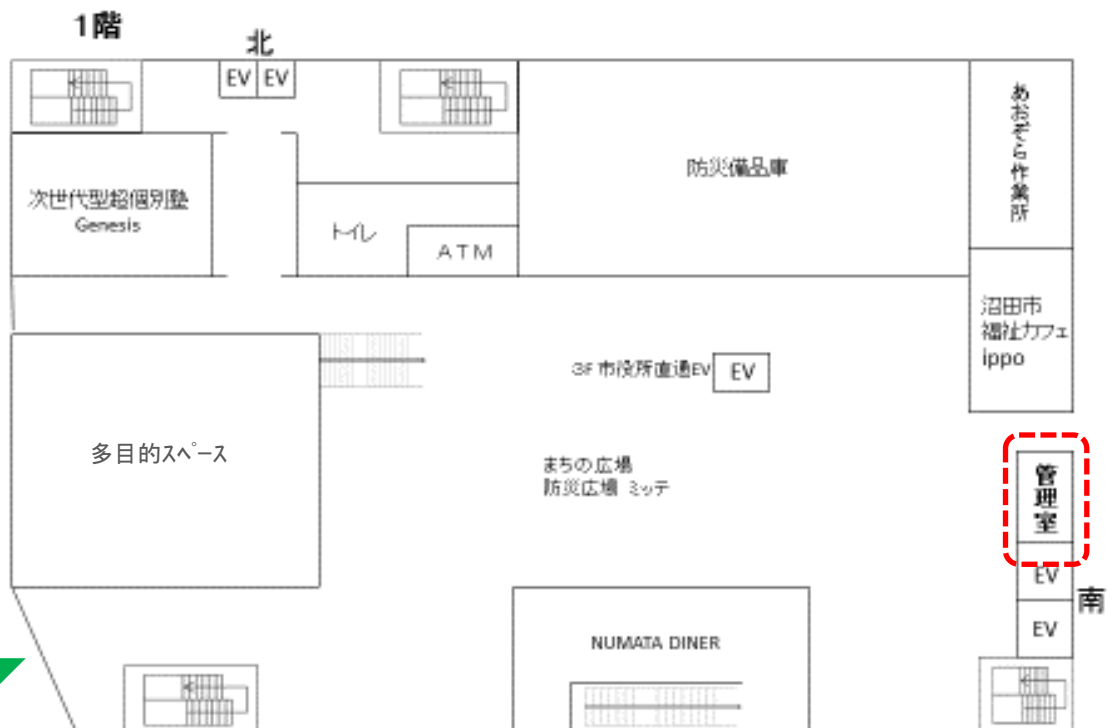
STEP 1 使用許可通知書を準備する

- 資産活用課から受け取った「使用許可通知書」を忘れずにご持参ください。

STEP 2 テラス沼田 1 階「管理室」で使用許可通知書を提示する

- 「使用許可通知書」をテラス沼田 1 階「管理室」で提示してください。
- エアコンの利用を希望される場合は、使用許可通知書を提示される際に、管理室の担当者にお申しつけください。

【テラス沼田 1 階見取図】



管理室の担当者の確認が済んだら受付完了です。



STEP 1 退室前の確認を行う

- 退室時に確認することは、下記枠内を参考にしてください。

STEP 2 テラス沼田 1 階「管理室」へ「使用日誌」を提出する

- 代表の方 1 名に使用日誌への記入をお願いしております。
- 提出をいただけない場合、または提出の内容に虚偽があることが発覚した場合は、その時点以降の一切の使用を許可いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- 忘れ物はありませんか？
- ゴミは持ち帰りましたか？
- 施設や備品等の損傷や汚損、滅失はありませんか？
- 机や椅子などを元の位置に戻しましたか？
- 窓は開いていませんか？
- 電気・エアコンは消しましたか？

使用後の手続きは以上です。お気をつけてお帰りください。



STEP 1 「使用変更・取消許可申請書」を記入する

- 市ホームページまたは資産活用課で申請書を手に入れている場合、必要事項を記入してください。

STEP 2 「還付申請書」を記入する

- 使用を取り消す場合で、既に使用料を納入いただいている場合は、使用料をお返しいたしますので「還付申請書」に必要事項を記入してください。
- 使用料返還の主な基準は、下表のとおりです。

事 由	還付金額
市が使用の取消を決定したとき	全 額
7日前までに使用の許可の取消しを申請し、その決定を受けたとき	全 額

STEP 3 各種申請書の提出【平日のみ】

- 申請書は、直接資産活用課にお持ちください。なお、市の都合により使用を取り消した場合は、各種申請書及び返信用封筒を郵送にてお送りいたします。

【郵送先】

〒378-8501

沼田市下之町 8 8 8 番地 テラス沼田 4 階
資産活用課財産管理係 宛て



沼田市のゆるキャラ（R）
ぬまたんち